**条例制定までのスケジュールの見直しについて**

　本検討会議では，第２回～第３回で条例骨子案をご検討いただき，第４回～第６回で条例原案をご検討いただく予定でしたが，現時点で予定がずれ込んでおり，条例制定までのスケジュールを見直す必要が生じております。

　障がいを理由とする差別を福岡市からなくすため，本条例の早期の制定を目指していくことに変わりはありませんが，一方で，本条例を真に実効性のあるものとするためには，様々な立場の方々が納得のできる形にしていく必要があり，十分な議論が尽くされないままに制定へと向かうことは避けなければなりません。

　そこで，下記のとおりスケジュールの見直しを行い，委員の皆様におかれましては，ご多用のところ大変恐縮ではありますが，今年度末までの本検討会議委員の任期延長をお願いしたいと考えております。

H28.7.27　　　 福岡市が保健福祉審議会に諮問（条例案に盛り込むべき内容について）

H28.8～12　 　　条例検討会議で条例骨子案を検討

H29.1～H29.3　 条例検討会議で条例原案を検討

H29.4頃　 　　　 保健福祉審議会（障がい者保健福祉専門分科会）に条例原案報告

H29.5～6頃　 　　保健福祉審議会（障がい者保健福祉専門分科会）で条例原案決定

H29.6　　　　　　 市議会（第2委員会）に条例原案報告

H29.7頃　　　 　 パブリックコメント実施

　　　　　　　　　タウンミーティング（市民との対話集会）等開催

H29.9　 　 保健福祉審議会が福岡市に答申（条例案に盛り込むべき内容について）

H29.12　　 　 　条例案を市議会に提出

H30年度中　　　 条例施行